

避難者通信第 158 号 2025/3/11

一昨日事故 14 年/学習会のお知らせ (3 月 15 日 10:30~) 一

皆々様

お元気でお過ごしですか？

BCC で失礼します。重複ご容赦ください。

1 東電事故 14 周年

法治主義の放棄は実に恐ろしい棄民一戦争国家の体制作りの走り

今日は東電事故以来 14 年目です。東電事故処理で日本は法治国家ではなくなりました。巨大軍事予算が予算化される日本の「戦争をする」準備態勢強化の露払いと言える「基本的人権」無視の政治が強行されました。

- ① (健康被害を隠ぺいしての復興はさらなる不幸をもたらします) 巨大な死亡増加、健康被害がありました。健康被害は徹底して隠蔽されています。健康被害を隠ぺいしながら、形式だけの「復興」が叫ばれています。汚染の強く残る地域の強制復興は人々に不幸をもたらします。
- ② (公的データはもの凄い死亡増加を示す) 厚労省の人口動態調査からは 9 年間で 63 万人の死亡者の異常増加が在り、同時に主として青年壮年層で 57 万人の長寿化(死亡率の異常減少)が認められました。しかし入市被爆者の例を取れば、一時的に長寿化したかにも見えても長期的には死亡率が異常増加しておりますので、結局、合計 120 万人の死亡の異常増加が予測されます。その他各種の死因別の死亡異常増加が在り、難病患者の突然異常増加、小児甲状腺がんの異常多発、特別支援学童/生徒の急増、要医療学生の急増等々が生じています。
- ③ (棄民：基本的人権の無視) チェルノブイリ法は「憲法で保障された基本的人権を保護する」と宣言し実行されましたが、日本では、全被災者、自主避難者、高汚染地域居住者等への生活権・人格権・生存権の保障等はなされていません。人権(健康・生存権)の破壊が進行しております。
- ④ (典型的棄民：自主避難者) 特に自主避難の方々(敏感体質の方が多く含まれる)は酷く虐待されてきました。チェルノブイリ法では自主避難者も強制避難者も全く同じように社会的・法的に保護され生活権が守られました。国内難民に関する指導原則(国連人権委員会採択、1998 年)も自主避難者も強制避難者も同等に扱うことを求めています。しかるに日本の差別は極端なものでした。強制避難させられた人々も多くは極端に短い間の避難で、次々と指定解除が行われました。2 度と帰れないふるさとのローンを払い続けなくてはならず、土地や家屋を

手放そうとしても二束三文に買ったたかれ、避難地での生活再建は一筋縄では行かない労苦を凌いでいます。

- ⑤ (チェルノブイリ法の「避難の権利汚染領域に」日本では 3000 万人の居住) チェルノブイリ法では年間 1mSv(外部被曝 0.6mSv, 内部被曝 0.4mSv)以上では避難の権利を与えられました。日本ではこの汚染領域に凡そ 3000 万人が居住していましたが、日本でも法律で守られているはず(公衆には年間 1mSv 以上の被曝を与えない)ですが一顧だにされませんでした。これが「法治主義の放棄」でなくてなんなののでしょうか? 近代民主主義国家の基本が放棄されたのです。にも拘わらず、この重大事を意識する政党はありませんでした。
- ⑥ (既存法の無視によるメチャクチャな災害対策) 東電原発事故当時の菅直人政権は日本の法律を無視して、市民の人権保護では無く、国家統治基準と化した(主権在民の憲法的立場ではなく明治憲法的立場に変化した) ICRP2007 年勧告を事故対策として取り入れました。法定の 1mSv/年は一顧だにされず 20mSv/年が基準となりました。法治主義を放棄したのです。そのやり方自体が徹底的に無法です。
- ⑦ (民主党政権のむちゃくちゃぶり) 法定の避難訓練を実施していません。原災特措法等で指定されている施策を実施せず対策が超法規的となりました。法定の「原子力災害対策本部」および「現地対策本部」を機能させず、代わりに内閣府に超法規的機関といえる「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を設置し、現地対策では、最も重要な「原子力災害合同対策協議会」を組織せず、代わりに政府と東電による「福島原子力発電所事故対策統合本部」を設けました。ために、避難訓練で機能を発揮した住民保護対策/手順を全く機能させませんでした。
- ⑧ (住民の被曝軽減ではなく真逆の法律の改悪による強制被曝) 部分的「除染」は行われましたが、年間 1mSv 以上の汚染環境を許可しない法律(炉規法、周辺監視区域外放射能規制)等の施行責任が果されませんでした。放射能汚染廃棄物の規制が 100Bq/kg から 8000Bq/kg に変更される等のことが被曝防止のはずの各分野で生じました。市民の基本的な人権保護がなされず事故を起こした核産業を保護したと言えます。放射線被曝から市民と環境を守ることが政治の基本から排除され続けております。
- ⑨ (医師資格を持つ者の露骨な被曝警戒心解除発言) 事故直後から一貫して、放射線被曝を避け健康を守ることに逆行する「放射線の影響は、実はニコニコ笑っている人にはきません。くよくよしている人にきます。」(山下俊

一) 等、放射能の危険を直視せず軽視を推奨合理化する弁がなされ、「食べて応援（内部被曝による未必の故意の健康被害誘導）」と「風評被害払拭（食料選択権の排除）」がキャンペーンされました。

- ⑩ (医療指針に「放射線被曝防護」無し)特に医療指針として、放射線被曝防護の概念自体が欠落していて、医療が被害防止・人命救助の力になれませんでした。例えば、糖尿病の治療指針の真っ先に「糖の摂取制限」がありますが、「放射線被曝の軽減措置」は全くありませんでした。逆に放射能汚染が記録されている福島米を「病院食」に採用する事態が進みました。その被曝被害と判断される健康破壊が広がっているのに全面的に隠されています。

この酷い医療に関する「ノー天気」はチェルノブイリ事故後の周辺国の医療診察現場からのレポートは5000通を越えましたが、日本ではホンの指折り数えられるほどしかありません。

- ⑪ (放射能汚染拡散防止のイロハに悖る行為が日本の基盤措置)除染による汚染土の再処理、汚染水海洋投棄等の放射能管理の原則に悖る行為が進められております。とくに、汚染土を「再利用する」汚染の全国拡散が企てられています。
- ⑫ (原子炉の処置：放射能漏れっばなし、廃炉見込み無し)メルトダウンした原子炉処理は、放射能を環境に拡散し続け、廃炉は成功の見込みがありません。環境の破壊が進められます。日本独自の被害が広がります。
- ⑬ (悲しき司法)司法は、行政が法治主義を放棄したことを認識していません。放射線放出後の大量死亡/健康被害を認識していません。安全神話とその崩壊に至る政府責任を認識しません。地震・津波によるメルトダウンを「想定外」と詭弁し、政府の責任を認めていません
- 科学と人権に基づく明快な指針を提示することと、倫理厳しく対応すること、世界市民の圧倒的認識が司法を変える力となるでしょう。

日本の国家主権を放棄し、米国の傀儡国家さながら米軍と自衛隊が一体となり、大軍拡を計り、戦争放棄を謳った憲法9条の事実上の放棄が企てられている昨今ですが、東電事故に際しての放射線被曝分野での法治主義放棄は、戦時体制/基本的人権破棄の先取り実施を図った様なものです。

基本的人権が全面的に危機に瀕しています。

被災者は全国に及びます。被災者・主権者、頑張りましょう。

2 第67回 つなごう命の会定例学習会のお知らせ

3月15日土曜日の午前中にやります。お気軽にご参加ください。

原発事故 14年 <東電事故とは何であったか？>

日本住民は巨大な「知られざる核戦争」の餌食となった。

日時

2025年3月15日(土) 午前10時半からおよそ2時間

(1) 会場

那覇市民活動支援センター3階 第8会議室

(2) ズーム参加

ZOOM URL パスワード等

<https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=>

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

参加予定の方は事前に<yagasaki888@[gmail.com](mailto:yagasaki888@gmail.com)>までご連絡ください。

(@を@にご変更ください)

参加費無料です

矢ヶ崎克馬 2025/3/11